



参考資料 2

ヤングケアラーの支援に関する 令和4年度概算要求等について

令和3年9月14日



目次

- 経済財政運営と改革の基本方針2021(ヤングケアラー抜粋) 3
- 【厚生労働省子ども家庭局】
ヤングケアラーの支援に向けた令和4年度予算概算要求の概要等 4～10
- 【厚生労働省障害保健福祉部】
ヤングケアラーの支援における障害保健福祉部の対応 11
- 【厚生労働省老健局】
ヤングケアラーPT報告書への対応方針(介護分野) 12～14
- 【厚生労働省保険局】
次期診療報酬改定に向けた主な検討内容・スケジュール、
入院医療についての課題と論点 15～19
- 【文部科学省初等中等教育局】
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実 20

経済財政運営と改革の基本方針2021

(令和3年6月18日閣議決定)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(4) セーフティネット強化、孤独・孤立対策等

(共助・共生社会づくり)

(前略)ヤングケアラーについて、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上などに取り組む。(後略)

ヤングケアラーの支援に向けた令和4年度予算概算要求の概要

1. 現状と課題

○早期発見・把握

- ・ 地域での実態を踏まえ、きめ細やかな支援を行う必要があるが、地方自治体での実態把握が不十分。
- ・ 福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、ヤングケアラーの概念の認知度も高くない。

○相談支援など支援策の推進

- ・ ヤングケアラーに対する具体的支援策、支援につなぐための窓口が明確でない。
- ・ 世話をしている家族が「いる」中高生の6割以上が相談した経験がなく、支援者団体等が運営する相談窓口につながっていない可能性がある。
- ・ 子育て世代家庭への家事や子育てを支援するサービスが不足している。

○社会的認知度の向上

- ・ ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。中高生の8割以上がヤングケアラーについて、「聞いたことがない」と回答しており、適切な支援につなげるためには社会的認知度の向上が重要。

2. 対応方針

○ ヤングケアラー支援体制強化事業の創設【新規】

➢ ヤングケアラーの実態調査・支援研修の推進

- ・ 実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して財政支援を行う。

➢ ヤングケアラーの支援体制の構築（モデル事業の実施）

- ・ 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制を構築するため、モデル事業として、地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置 / ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援 / ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

○ ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業の創設【新規】

- ・ 表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

○ 子育て世帯訪問支援モデル事業の創設【新規】

- ・ 幼いきょうだいの世話等のため子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーや育児等に不安を抱える家庭に対して育児支援ヘルパーを派遣し、傾聴による相談支援、家事・育児支援等を行う。

○ ヤングケアラーに関する社会的認知度の向上【拡充】 ※児童虐待防止対策等推進事業委託費に計上

- ・ 令和4年度から令和6年度までの3年間を「集中取組期間」として、中高生の認知度5割を目指し、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に向けた集中的な広報啓発を実施。

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 （ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）

R4 概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

ヤングケアラー^{（注）}の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

（注）：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

（1）実態調査・把握

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1か所あたり	5,415千円
	市区町村 1か所あたり	2,977千円
③負担割合	国 1 / 2、実施主体 1 / 2	

（2）関係機関職員研修

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1か所あたり	3,089千円
	市区町村 1か所あたり	2,046千円
③負担割合	国 1 / 2、実施主体 1 / 2	

3. 事業イメージ

都 道 府 県
市 区 町 村

（2）関係機関職員研修



（1）実態調査・把握

ヤングケアラー



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）



ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアプローチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 （ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）

R4 概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化（当該コーディネーターへの研修もセット）
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1か所あたり	8,679千円
	市区町村 1か所あたり	6,801千円
③負担割合	国：10/10	

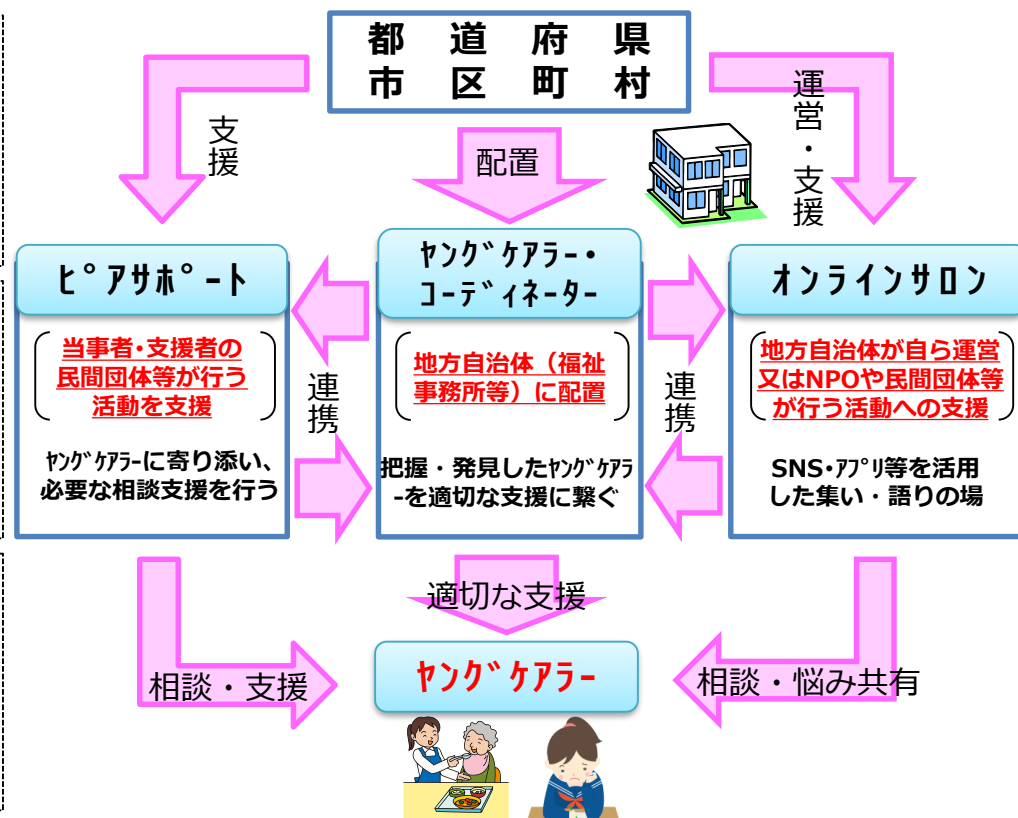
(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1か所あたり	7,030千円
	市区町村 1か所あたり	3,276千円
③負担割合	国：10/10	

(3) オンラインサロンの運営・支援

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県 1か所あたり	3,563千円
	市区町村 1か所あたり	2,061千円
③負担割合	国：10/10	

3. 事業イメージ



ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業【新規】

R4 概算要求：0.1億円（ヤングケアラー相互ネットワーク形成推進事業）

1. 事業内容

表面化しにくいヤングケアラーの孤独・孤立を防ぎ、継続した相談・支援体制を構築するため、民間団体等で全国規模のイベントやシンポジウム等を開催し、地域ごとの当事者、支援者同士の相互交流を促すことにより、ヤングケアラーの相互ネットワークの形成を図る。

（内 容）

- ① 地方自治体に対するヤングケアラー支援に関する啓発
- ② 地方自治体、ヤングケアラー、支援者・当事者団体との相互交流・発展
- ③ ヤングケアラーに対する相談支援の推進、地方自治体による相談機能の強化 等

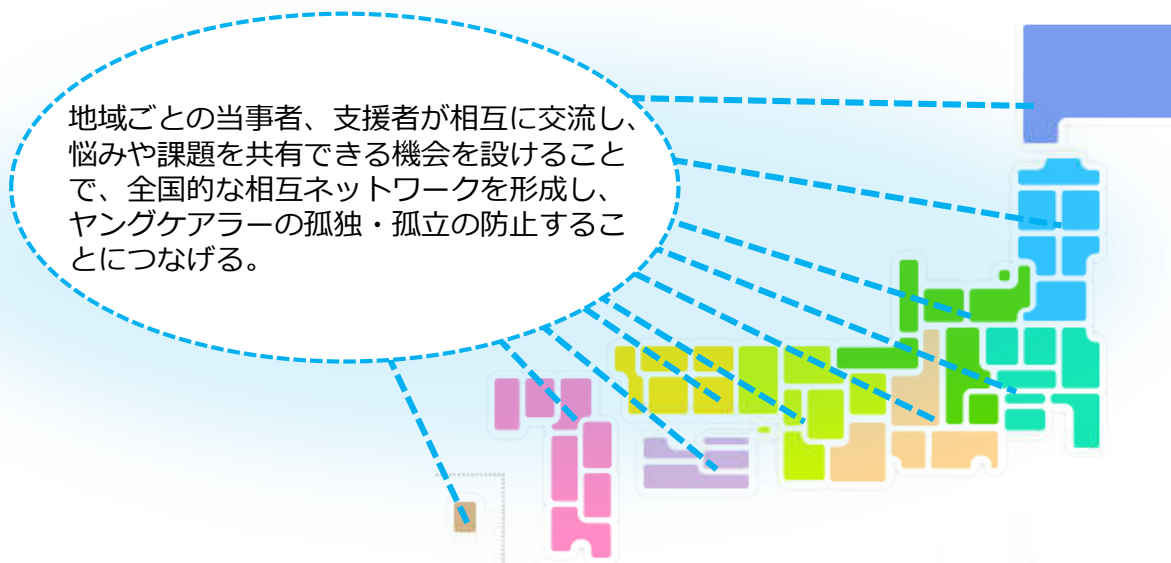
※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）



子育て世帯訪問支援モデル事業（仮称）【新規】

R4概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

身近に相談できる者がおらず、育児等に対して不安・負担を抱えている者、又は、幼いきょうだいの世話等のため子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラー等に対して、育児支援ヘルパーを派遣し、不安や悩みを傾聴する相談支援や家事・育児の支援等をモデル的に実施することにより、家庭を支え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための体制整備を推進する。

2. 実施主体

市区町村（NPO法人等に委託可）

3. 対象者（案）

- ・家事・育児に対して不安・負担を抱えている者
- ・特定妊婦や若年妊婦、ヤングケアラー等
- ・保護者自身の疾病、障害等により家事・育児の支援を必要とする者 等

4. 補助基準額

1時間当たり3,000円＋交通費等

5. 補助率

国1／2、市区町村1／2

6. 予算か所数

50自治体

7. 支援内容（例）

- ・家庭が抱えている不安や悩み等の傾聴及び相談支援
- ・家事・育児支援、保育所の送迎支援
- ・地域の子育て支援施策の情報提供や申請手続等の援助 等

支援イメージ



家事支援のイメージ



育児支援のイメージ

R3 予算：0.8億円 → R4 概算要求：2.1億円（児童虐待防止対策推進事業委託費）

1. 事業内容

- ① 198回通常国会において「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者等による体罰の禁止が法定化され、さらに、衆議院及び参議院の附帯決議において、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めることが定められた。これを受け、令和2年度から国民が「しつけのための体罰」を行わない子育てについて広く理解できるよう、体罰等によらない子育てについて様々な広告媒体を活用した広報啓発を行っているが、令和2年度の調査研究において、法改正により体罰が禁止されたことへの認知度は約2割に止まり、引き続きの広報啓発が求められることから、令和4年度においても体罰禁止の背景にある「なぜ、体罰は許されないのか」を伝えることで体罰の禁止についての社会的認知度をより一層高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与することを目的とする。
- ② ヤングケアラーについては、令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」において、中高生の8割以上が「ヤングケアラーについて、聞いたことがない」と回答しており、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるためには、子ども自身はもちろん、周囲の大人も含め、ヤングケアラーの社会的認知度の向上が極めて重要と考えられる。そこで「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」とりまとめ報告において、令和4年度から3年間を「集中取組期間」とし、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むこととしており、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行い、社会的認知度を高めることをもってヤングケアラーの普及推進に寄与することを目的とする。

（広報啓発内容）

- i ポスター・リーフレット等の製作・配付
- ii テレビCM、インターネット広告等を活用したより幅広い普及啓発
- iii 全国フォーラム/シンポジウムの開催等を通じた普及啓発

※ 事業者等の提案に基づき、事業実施予定。

2. 実施主体


国（公募により、委託事業者を選定）

令和3年度におけるヤングケアラーの支援に関する取組

1. 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究

○現状と課題

- これまで、ヤングケアラーに関する調査研究では、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)や教育現場等への実態調査のほか、ヤングケアラーの早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成などを行ってきた。これら調査研究においては、今後のヤングケアラーへの支援方策の一つとして、自治体、教育委員会、学校等多機関連携の重要性が挙げられている。
- その一方、多機関連携によるヤングケアラー支援の実態は必ずしも明らかになっておらず、自治体等にヤングケアラーの認知から適切な機関への引継(情報提供)、支援までのノウハウの蓄積などがない状況にある。




多機関連携(要対協、市区町村(高齢者福祉部門、障害福祉部門)、教育委員会のほか、ケアマネージャー、相談支援専門員、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士等支援担当者)によるヤングケアラー支援マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルに基づくモデル事業を実施し、多機関連携によるヤングケアラーへの適切な支援の在り方について検討を行う。

2. ヤングケアラーの実態に関する調査研究

○現状と課題

- 昨年度、中学2年生及び高校2年生を対象としたヤングケアラーに係る全国調査を実施したが、小学生や大学生を対象とした全国調査は行っておらず、それら年代の家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態は明らかとなっていない。
- ヤングケアラーの社会的認知度の向上は重要であるが、これまで社会全体の認知度を調査した結果は存在しない。




小学生及び大学生に対するヤングケアラーの実態調査並びに一般国民を対象としたヤングケアラーの認知度調査を行う。

3. ヤングケアラーの社会的認知度向上のための広報啓発

○現状と課題

- 昨年度調査では、中高生の8割以上がヤングケアラーについて、「聞いたことがない」と回答しており、認知度が低い。



ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るため、広報啓発ポスターを作成して関係機関・団体等へ配布するとともに、インターネット動画広告の配信や、シンポジウムを開催予定。

ヤングケアラーの支援における障害保健福祉部の対応

対応のご報告

ヤングケアラーPTとりまとめ報告を受けて、以下の事務連絡を自治体あてに発出した。

○「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事項等について」（令和3年7月12日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

主なポイントは以下のとおりである。

ポイント

○ヤングケアラーがいる家庭に対して計画相談支援を実施するに当たっては、ヤングケアラーが世帯におり、配慮が必要なこと等の利用者の個別性も踏まえたサービス等利用計画の作成や適切な頻度でのモニタリングを実施すること。また、これらに際しては医療・保育・教育等の関係機関との連携が重要であること。

○ヤングケアラーがいる家庭に対して計画相談支援を実施した際には、次のような加算の算定が可能であること。

①医療・保育・教育機関等連携加算

（ヤングケアラーである家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画を適切に作成するため、児童相談所等の関係機関と面談を行い、利用者等に関する必要な情報を提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合）

②集中支援加算

（ヤングケアラーの状況等を踏まえた障害福祉サービス等の利用調整を円滑に行うため、関係機関が主催する会議へ参加した場合）

○ヤングケアラーがいる家庭に対する居宅介護等の介護給付費の支給決定の判断に当たって介護を行う者の状況を勘案する際、ヤングケアラーが子どもらしい暮らしを奪われることのないよう配慮すること。

○ヤングケアラーが親に代わって行う家事・育児等も、必要に応じて居宅介護等の対象範囲に含まれること。

等を改めて自治体に向けて周知した。

ヤングケアラーPT報告書への対応方針（介護分野）

	項目名	取り組むべき施策 (PT報告書)	措置 見込み	対応方針
① 早期発見・把握	医療機関・福祉事業者の関わりがある場合に、ヤングケアラーを把握する取組	<p>国は、ケアを必要とする人に関わることが想定される医療、介護、福祉等の関係機関や専門職員を対象に各地方自治体が行う、ヤングケアラーの概念、ヤングケアラー発見のための着眼点や対応する上で配慮する事項等、ヤングケアラーについて学ぶ研修を推進する。</p> <p>こうした研修により、ヤングケアラーを早期に把握するとともに、国は、学校現場や他の専門機関から、ヤングケアラーに関する情報提供が福祉事業者や地方自治体の福祉部門にあった場合、適切な支援につながるよう、個人情報の取扱方法を含め、適切かつ効果的な情報連携の方法について検討する。</p>	<p>R3 年度中 (一部 R4)</p> <p>R4 予算 要求</p>	<p>○ 介護支援専門員については、令和3年度調査研究事業において法定研修に係るカリキュラムやガイドラインの見直しに向けて内容を検討することとしており、その見直しの中で、今般の報告書を踏まえた検討を行った上で、その内容をお示しする予定。</p> <p>○ ヤングケアラー等の家族介護者を支援するため、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用して、都道府県が行う地域包括支援センター等を対象とした各種研修等の実施、介護者の集いの場等立ち上げに係るマニュアルの作成のために必要な経費に対して助成することを検討。</p>
	ヤングケアラーが子どもであることを踏まえた適切な福祉サービス等の運用の検討	<p>国では、既に家族介護者がいることをもって一律に居宅サービス等の対象外とはしないよう、地方自治体に通知しているが、特に、子どもが主たる介護者となっている場合には、子どもを「介護力」とすることを前提とせず、居宅サービス等の利用について十分配慮するなど、ヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体や関係団体に周知を行う。また、サービス提供主体が、ヤングケアラーのいる家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いの明確化の検討、障害福祉サービスの家事援助を行う場合の取扱いの再周知を行う。</p>	<p>R3 年度中 (一部 R4)</p>	<p>○ とりまとめを踏まえ、令和3年度調査研究事業の中で、ヤングケアラーがいる場合のケアマネジメントの留意事項をとりまとめ、自治体・関係団体等に周知する予定。</p> <p>○ ヤングケアラーのいる家族に対して介護サービスを行う場合の取扱いについては、令和3年度調査研究事業の中で検討。</p>
③ 社会的認知度の向上	福祉や教育分野など関係者の理解促進	<p>関係機関・団体から支援が必要なヤングケアラーに係る相談を受けた場合には、門前払いやたらい回しにすることなく、しっかりと受け止められるようにすることが必要である。そこで、国は、前述したように福祉、介護、医療、教育といったそれぞれの機関・分野において、ヤングケアラーに関する周知・広報や研修を行う。</p>	<p>R4 予算 要求</p>	<p>○ ヤングケアラー等の家族介護者を支援するため、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用して、都道府県が行う地域包括支援センター等を対象とした各種研修等の実施、介護者の集いの場等立ち上げに係るマニュアルの作成のために必要な経費に対して助成することを検討。【再掲】</p>

○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。 ※ 赤字下線(令和4年度新規・拡充)は予算編成過程において検討

参入促進

- 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援、**生活援助従事者研修の実施支援**
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、**介護分野就職支援金貸付**、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施
- **共生型サービスの普及促進** 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修
 - ・喀痰吸引等研修
 - ・介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講、**介護技能実習評価試験の試験評価者の養成研修**
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- **地域における認知症施策の底上げ・充実支援**
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- **家族介護者(ケアラー・ヤングケアラー)支援に係る研修等の実施** 等

労働環境・処遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・**ICTの導入支援(拡充)**
 - ※拡充分は令和5年度まで
 - ・介護事業所への業務改善支援
 - ・**ファシリテーター(生産性向上の取組の促進役)の確保支援**
 - ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
- 新型コロナウイルス流行下におけるサービス提供体制の確保(**令和4年度継続**) 等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置

○ 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援

○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

- ◆ **家族介護者支援については、介護保険事業（支援）計画の策定に係る基本指針（厚労省告示）においても、サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項に位置付けられ、「地域の実情を踏まえ、家族等に対する相談・支援体制の強化を図ることが重要である。」**としているところ。
- ◆ 世帯が抱える課題が多様化する中、**家族介護者（ケアラー・ヤングケアラー）の状況が高齢者の自立した生活にも大きな影響を与える可能性がある**ため、家族介護支援の取組を促進する必要がある。
- ◆ このため、**家族介護者を支援するため、都道府県が行う地域包括支援センター等を対象とした各種研修等の実施、介護者の集いの場の立ち上げに係るマニュアルの作成のために必要な経費に対して助成**する。

【予算項目】（項）介護保険制度運営推進費 （目）医療介護提供体制改革推進交付金 【実施主体】 都道府県 【補助率】 2/3

地域医療介護総合確保基金・137億円の内数

ケアラー支援関係機関向け研修事業

市町村におけるケアラー等への支援体制を強化するため、地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施し、ケアラーに対する支援体制の強化を図る。

（対象者）：地域包括支援センター職員、高齢部門市町村職員 等

（カリキュラム）：ケアラー等の現状や課題を理解し、ケアラーやヤングケアラーの発見と支援ニーズの把握、関係機関との連携方策、ケアラーの実際の体験談等

介護者の集いの場マニュアルの作成

ケアラー同士が話し合える高齢者や認知症などの対象別の集いの場等の事例をもとに、立ち上げ、運営手法をまとめたマニュアルを作成し、集いの場等の立ち上げを促進する。

（マニュアルの内容）

集いの場の立ち上げ方法、効果的な運営を行っている地域の集いの場等の事例等

○ 次期診療報酬改定に向けては、中医協総会において令和3年7月より「次期改定の論点等」として議論を進める予定としているところ、以下のテーマごとに論点整理を進め、9月を目途に「意見の整理」をまとめていくこととしたい。

【主なテーマ(予定)】

- コロナ・感染症対応(その1)
- 外来(その1)
- 入院(その1)
- 在宅(その1)
- 歯科(その1)
- 調剤(その1)
- 個別事項(その1)
 - 働き方改革の推進
 - 不妊治療の保険適用
 - 医薬品の適切な使用の推進
 - 歯科用貴金属の随時改定

次期診療報酬改定に向けた主な検討スケジュール

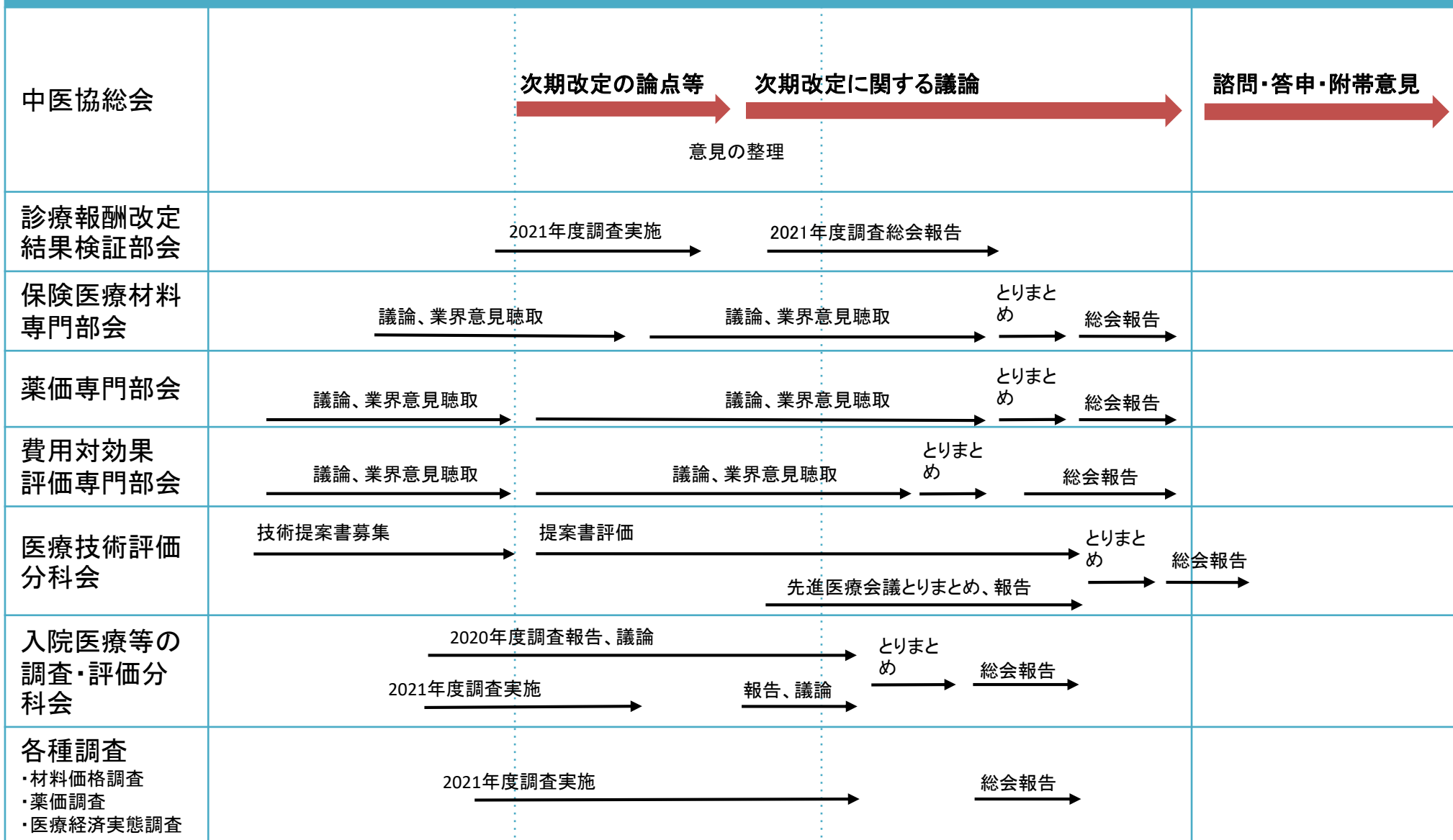
中医協 総 - 1
3 . 7 . 7

中医協 総 - 1 4 (改)
3 . 4 . 1 4

2021年

2022年

4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3



令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

※ヤングケアラー：法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童を指す。

立ち上げの背景

- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。
- ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が重要。
- これらを踏まえ、厚生労働大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る。

構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司

共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働省子ども家庭局長

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

厚生労働省健康局難病対策課長

文部科学省総合政策局地域学習推進課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

開催実績

第1回<3月17日>

- 関係部局におけるヤングケアラー支援に係る取組について
- 関係者ヒアリング
 - ・ 成蹊大学文学部教授 澁谷智子氏
 - ・ 一般社団法人日本ケアラー連盟

第2回<4月12日>

- 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告
- ヤングケアラー支援に向けた主な論点、課題の整理
- 関係者ヒアリング
 - ・ 埼玉県(福祉部地域包括ケア課・教育局市町村支援部人権教育課)
 - ・ 中核地域生活支援センターがじゅまる

第3回<4月26日>

- 関係者ヒアリング
 - ・ Yancle株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
 - ・ 精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」
 - ・ 弁護士 藤木和子氏
 - ・ 尼崎市(教育委員会事務局学校教育課子ども教育支援課)

第4回<5月17日>

- とりまとめ報告(案)

(入院医療における他の取組)

- ・ 病気になり入院しても、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、入院前や入院早期からの支援の強化や退院時の地域の関係者との連携を評価している。
- ・ 患者の重症度等に応じた質の高い救急医療を適切に評価する観点から、累次の改定において、救急医療管理加算の要件及び評価の見直しを行っている。
- ・ 医療資源の少ない地域の医療機関については、診療報酬の要件緩和等を行っている。
- ・ 日帰り、1泊2日入院及び4泊5日入院による手術等を行うための管理等について、包括的な評価を行う短期滞在手術等基本料が設定されている。
- ・ 平成30年度以降、DPC対象病院においては、DPC/PDPSによる評価を優先する(点数設定方式Dにより設定。)こととし、短期滞在手術等基本料2及び3は算定不可となっている。実態等に合わせ、対象手術等や評価の見直しを実施してきている。



【論点】

- 人口減少・高齢化が着実に進み、医療ニーズの質・量が徐々に変化し、マンパワーの制約も一層厳しくなる中、個々の患者の状態に応じて、適切に医療資源が投入され、より効果的・効率的に質の高い入院医療が提供されるよう、医療機能の分化・連携の促進を推進する入院医療の提供体制の評価のあり方について、どのように考えるか。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

による教育相談体制の充実

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

98億円
72億円)



文部科学省

- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、令和3年6月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、**令和3年5月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、児童生徒性暴力等の早期対応**に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和4年度概算要求：6,145百万円(前年度予算額：5,278百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 公認心理師、臨床心理士等

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置(27,500校)
- ✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間→週1回8時間に拡充

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**1,500校**(←1,000校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置：**1,500校**(←1,200校)
- **貧困対策**のための重点配置：**1,900校**(←1,400校)

- **スーパーバイザー**の配置：**114人**(←90人)

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和4年度概算要求：3,640百万円(前年度予算額：1,938百万円)

- ✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者
⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)
- ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

- ✓ **全中学校区**に対する配置(10,000中学校区)
- ✓ 配置時間：**週1回3時間→週2回3時間に拡充**

基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**1,500校**(←1,000校)
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**
- **虐待対策**のための重点配置：**2,000校**(←1,500校)
- **貧困対策**のための重点配置：**1,900校**(←1,400校)

- **スーパーバイザー**の配置：**114人**(←90人)

補助制度

求められる能力・資格

基盤となる配置

重点配置等

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上